

訓蒙修身學

笠間益三著

下卷

175
6
215

書 函架號

大日本教育會藏書館

二册	三九號	三架	一八函
----	-----	----	-----

K110.1
21
2

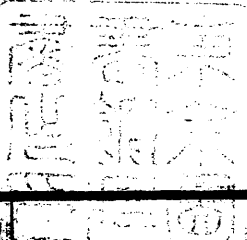
訓蒙修身學養之下

笠間益三著

第六章

子タルノ道

一凡ソ子タルノ道ハ固ヨリ孝ニ外ナラス、然レ
氏、孝ヲ爲スノ道ニ於テハ、一言ノ盡スヘキニ
非ラス、第一、子トシテ父母ヲ尊敬スルノ心、須
臾モ失フヘカラス、苟クモ尊敬ノ心ヲ失ナハ
サルトキハ、容貌言語、進退動作ニ發スル所、自
カラ其道ヲ得ルニ至ルモノナリ、故ニ人ノ子



タル者ハ此心ヲ一呼吸ノ間ト雖、失却スヘ
カラス、

一 既ニ父母ヲ尊敬スルノ心アルトキハ、容貌ハ
必ラス恭順遜讓ナラサル可カラス、言語ハ必
ラス謹慎詳密ナラサル可カラス、進退動作ハ
必ラス肅敬ナラサル可カラス、其條目ヲ掲ク
ル左ノ如シ、

一 子ノ父母ニ事フル、朝ニ省ミ夕ニ定メ、冬ハ
之ヲ温ニシ、夏ハ之ヲ涼クスルヲ常トス、
一 父母命スルコトアレハ、速ニ唯マト應ヘテ

遲緩ス可カラス、

一 子ノ父母ノ前ニ在ルヤ、愉悅ノ色面ニ見ハ
レ、婉順ノ容身ニ見ハルヲ貴トス、儼威ナル
ハ、父母ニ事フルノ道ニ非ラス、然レ、是皆
深愛ノ心中ニアリテ、而シテ外ニ發メ、愉色
婉容ト爲ルナリ、唯外面ヲ飾リテ之ヲ爲ス
ハ、亦貴トスルニ足ラス、

一 父母存在スルトキハ、子タル者、敢テ我身ヲ
專ハラニセスシテ、父母ノ身ト思ヒ、做シ、敢
テ其貨財ヲ私セスシテ、父母ノ有ト思ヒ、做

言家傳其類
三
不可

一 父母ニ事フルニハ、其心ヲ怡悦セシム、其志ニ兼順スルヲ主トス、

一 父母我ヲ愛スレハ、喜ヒテ忘レス、父母我ヲ惡メハ、懼ンテ怨ミス、若シ父母ニ過チアルトキハ、委曲ニ道理ヲ引キテ、之ヲ諫メ、敢テ唐突ニシテ、声ヲ厲マシ、色ヲ嚴ニシテ、父母ノ怒ヲ起サ、ルヲ要ス、

一 父母ニ過チアルトキハ、子タル者ハ、氣ヲ下タシ、色ヲ怡ハシクシ、聲ヲ柔ラカニシテ、以

テ之ヲ諫ム可シ、諫メテ父母之ヲ拒クト雖、
氏、憤怒ノ心ヲ生スルコトナク、父母ノ喜悅ノ色アルヲ待チテ、又之ヲ諫ム可シ、若シ其過チ小ナラスシテ、或ハ罪ヲ郷黨州閭ニ獲シ、コトヲ恐ル、トキハ、尚ホ之ヲ熟諫スヘシ、父母若シ怒リテ、我ヲ鞭シモ、敢テ疾ミ怨ムコト勿レ、益孝敬ノ心ヲ起ス可シ、

臣タルノ分

一 凡ソ臣タル者ハ、臣トシテ君ニ事フル所以ノ職ヲ盡シテ、以テ臣タルニ愧ナルナキヲ要ス、

而シテ其臣タルノ職ヲ舉ケテ之ヲ語ルトキハ、一二言ノ能ク盡ス所ニ非ラス、故ニ今其大要ヲ掲ク曰ク恭敬、曰ク勤勞、曰ク忠諫、此三者ヲ以テ綱領トスルトキハ、其他ノ條目、端緒甚タ多シト雖、決シテ此ニ外ナラス、推シテ以テ之ヲ求ムルトキハ、則チ臣タルノ職ヲ盡クスニ足ラン。

恭敬ヲ論ス

一 臣タル者ハ、君ノ地ヲ履ミ、君ノ祿ヲ食ミ、以テ父母ヨリ分チ授ケラレタル所ノ身ヲ養ヒ成

スモノナリ、然ラハ則チ、君ヲ敬スルコト、天地ノ如クス可シ、之ヲ親ムコト、父母ノ如クスヘシ、故ニ一飯ヲ食フモ、君ノ恩ナリ、一衣ヲ着ルモ、君ノ澤ナリト思ヒ、須臾モ君ノ恩澤ヲ忘レサルトキハ、馬ソ恭敬ノ心ヲ動カサ、ルヲ得ンヤ、

一 君ニ事ヘテ、恭敬ノ心ヲ失フ者ハ、臣ト稱ス可カラス、所謂臣トシテ臣タラスト云フモノニシテ、終ニ或ハ不軌ヲ圖リ、叛逆ヲ謀ルニ至ルモノアリ、不軌叛逆ト云フトキハ、大言ノ如シ

ト雖氏其源ヲ繹メルトキハ、則チ一點ノ不敬
心ヨリ、醞釀シ來ルモノナリ、豈慎ミ畏レサル
可ケンヤ、

一 恭敬ノ心ヲ失フハ、己ヲ利シ私ヲ謀ルノ思念
アルヨリ起ルモノナリ、只管ニ已レノ一身ノ
利更ヲ謀リ、私計ヲ管マント欲スルヲ以テ、先
務ト爲ルトキハ、必ラス君事ヲ後ヘニ置ニ至
ルハ、必セリ、故ニ君ニ事ヘテ、恭敬ナラント欲
スル者ハ、必ラス先ツ私利ヲ謀ルノ一念ヲ断
割ス可キナリ、否ラサレハ、則チ知ラス識ラス

邪僻ノ地ニ陷リテ、以テ不臣ノ名ヲ蒙ムルニ
至ルモノナリ、

一 私利ヲ謀ルヨリシテ、君ノ意ニ合ヒ、寵ヲ固ク
セント欲スルニ至ルモノヲ、此ヲ名ツケテ、佞
奸ト謂ス、是亦君ヲ敬セザルノ甚シキ者ト謂
フヘシ、何ントナレハ、則チ只管ニ君ノ意ニ合
フヲ旨トスルヲ以テ已レ、ニ利ナレハ、君ノ爲
ルトコロ、凶惡ナリト雖氏、諫メス、已レニ利ナ
レハ、君ハ賢臣ヲ逐フト雖氏、意トセス、甚シキ
ニ至リテハ、則チ君ノ其人ヲ惡ムヲ幸トシテ

之ヲ構譎スルニ至ル、君惡事ヲ爲シ、賢臣ヲ去
ルトキハ、其國家衰へ、且ツ亡ヒサラント欲ス
トモ難シ、噫、臣トシテ、國家衰亡ノ階ト爲ル、不
敬ノ甚シキト謂フヘキナリ、

一 君ニ事ヘテ、恭敬ノ已ムヘカラサル、此ノ如ク
其レ切ナリ、然ラハ則チ、臣トシテ君ニ事フル
ハ、朝夕孜々トシテ、勤勞セサル可ケンヤ、

勤勞ヲ論ス

一 臣タル者トシテ、君ニ事フル、君ノ職ヲ奉スル
ト、奉セサルヲ論セス、吾カカノ及フトコロヲ

盡サ、ル可カラス、吾カカノ及フトコロヲ盡
ス、是ヲ勤勞ト謂フ、故ニ凡ソ事ヲカリソメニ
シ、或ハ怠リテ日ヲ愆テ、期ヲ過ゴスハ、勤勞ト
云フヘカラス、一タヒ此ノ事ハ、臣ノ職ニ於テ
爲ス可キコト、見ルトキハ、勉強シテ決シテ
怠ル可カラス、一日臣ノ職ヲ盡スハ、一日ノ報
恩ナリ、一日君ニ事フルノ職ヲ怠ルハ、一日ノ
負恩ナリ、故ニ毫髮ノ間モ、君ヲ忘レサルトキ
ハ、毫髮ノ間モ、臣タルノ職ヲ盡サ、ルヲ得サ

ルナリ、

臣タル者、君ヨリ職ヲ授ケラレスト、雖凡、現ニ農トナレハ、農ノ職ヲ盡シ、商ト爲レハ、商ノ職ヲ盡シ、工ト爲レハ、工ノ職ヲ盡シ、以テ國家ノ益ヲ謀ルハ、便チ君ヨリ職ヲ授ケラレタル者ト同シキナリ、故ニ各其職ヲ盡スハ、即チ國ニ報スル所以ナリ、國ニ報スルハ、即チ君ニ報スル所以ナリ、故ニ職ニアルトナキトニ關セス、各自ニ其身ノ分ニ應レテ、其力ヲ盡スヲ、君ニ事フルノ勤勞ト謂フナリ、

忠諫ヲ論ス

一 忠諫トハ、臣トシテ君ニ事ヘテ、君ノ爲ルトコ
口、道ニ非ラス、義ニ非ラサルコトアレハ、誠ヲ
盡シテ、諫メ正シテ、君ヲシテ非道非義ニ陥ラ
サラシムルヲ謂フナリ、故ニ唯恭敬ヲ主トシ、
勤勞ヲ主トシテ、專ハラ君ノ意ニ從ヒ、君ノ命
ニ隨フトキハ、恭敬ハ却テ恭敬ニ非ラス、勤勞
ハ却テ勤勞ニ非ラス、故ニ君ニ過失アルトキ
ハ、之ヲ諫メ、之ヲ正スヌ、真ノ恭敬ト謂ヒ、真ノ
勤勞ト謂ス、而シテ之ヲ名ツケテ、真ノ君ヲ愛
シ、國ヲ憂フト謂フナリ、

第七章

兄弟ノ交リ

一 兄弟ナル者ハ、同シキ父母ヨリ出テ、生レタル者ナレハ、相親シミ、相愛シテ、終身恩愛ヲ忘レスシテ、交リ俱ニ心ヲ同シクシ、カヲ協ヘテ、父母ニ事ヘテ、其道ヲ盡シ、君ニ事ヘテ、其道ヲ盡スヘキモノナリ、是ヲ兄弟ノ交ト謂フ、而シテ相扶ケ相助ケテ、手ノ足ニ於ケルカ如ク、足ヲ手ニ於ケルカ如ク、スヘキナリ、今其要務一ニヲ舉ケテ、以テ之ヲ示サン、

一 相與ニ恭敬ヲ守ルヘシ

兄弟ハ、同シク父母ノ膝下ニ生育シ、乳ヲ同シクシテ、母ノ懷ロニアルヲ以テ、或ハ恭敬ヲ失フテ、輒モスレハ、相争ヒ相鬪クニ至リヤスキモノナリ、故ニ謹ミテ恭敬ノ意ヲ失ナハサルヲ主トシテ、父母ノ恩愛ヲ共ニ全クスルヲ務ムヘキナリ、故ニ常ニ兄弟ナル者ハ、共ニ疾苦ヲ同シクシ、艱難ヲ相救フノ意ヲ持シテ、失ナハサルトキハ、自然ニ相依託スルノ友愛ヲ生シ、恭敬ノ意、自カラ其中

ニ存スルモノナリ

一 相友愛スルヲ主トシテ失フ勿レ、

兄弟ハ、骨肉ヲ分割シタル者ナレハ、一身同體ト思認スヘシ、此ノ如クナルトキハ、兄ヲ敬シ、弟ヲ愛スルハ、即チ己レノ身ヲ愛敬スルナリ、既ニ己レノ身ヲ愛敬スルト一般ト認メ得ルトキハ、焉ソ友愛セサルヲ得ンヤ、一兄弟同シク世ニ処ルハ、久シクス可カラサルヲ忘ル可カラサルヲ要ス、

兄弟ハ、必ラス年ノ相距ル、或ハ二三歳、或ハ五

六歳、最モ相距ルノ遠キ者ハ二十歳ニモ至ル者アリ、而シテ人生ハ五十年、恰夢ノ如シ故ニ兄弟ト俱ニ久シク此世ニ処ラント欲スト雖、氏、光陰荏苒トシテ、白駒ノ隙ヲ過クルカ如ク、幼ナル者ハ壯トナリ、壯ナル者ハ老トナリ、伯没シ、叔死シテ、倏忽トシテ、身ハ孑然トシテ、孤立スルニ至ル、之ヲ思ヘハ、豈愴然タラサルヲ得ンヤ、故ニ相與ニ此世ニ処ルノ間ニ、相與ニ友愛ヲ盡サ、ルヲ得ンヤ、

男女ノ別

一 男女ト別トハ、男子ハ外事ヲ勤ム、女子ハ内事ヲ司トリテ、各其職ノアル所ヲ盡クシテ、相混乱セサルノ謂ナリ、若シ男子ニシテ、女子ノ職ヲ奪ヒ、女子ニシテ、男子ノ務ヲ冒ストキハ、必ラス家政紊亂シテ、整フ可カラサルニ至ルハ、必セリ、故ニ男女ノ別ハ、必ラス井然トシテ、分畫ヲ爲シ、各其職ヲ務メサル可カラス、

第八章

長幼ノ序

一 長幼ノ序トハ、兄弟叔姪ヨリ、以テ異姓ノ者ニ至ルマテ、都テ幼者ハ、長者ニ謙遜シテ、敢テ侵シ凌クコトナク、長者ハ、幼者ヲ撫テ愛シテ、敢テ輕シメ侮ルコトナクシテ、相與ニ交ルヲ謂フナリ、故ニ言語必ラス溫淳、舉動必ラス恭敬、坐スル其下ニ就キ、行ク其後ニ從フ、是幼者ノ長者ニ接スルノ道ナリ、言語必ラス懇款ヲ盡クシ、舉動必ラス疎暴ナラス、坐スル必ラス之ヲ親近シ、行ク必ラス之ヲ提携スル、是長者ノ幼者ニ接スルノ道ナリ、

尊卑ノ等

一尊卑ノ等トハ、君臣上下、都テ身位ノ分ニ從ヒテ、等列アルヲ謂フ、此等列ノ決シテ紊ル可カラサル、其嚴ナル、鐵門闕ノ破ル可カラサルカ如シ、故ニ人ハ常ニ此等列ニ從ヒテ、各其分ヲ守ルノ心ヲ失フ可カラズ、苟クモ此分ヲ守ルヲ忘ル、トキハ、則チ臣トシテ君ヲ侮トリ、子トシテ父母ヲ慢トリ、弟トシテ兄長ヲ輕ニスルニ至リ、易キ者ナリ、一モ侮慢ノ心アルトキハ、則チ是君ヲ無シトシ、父ヲ無シトスルノ漸

ナリ、故ニ人タルモノ、能ク尊卑ノ等ヲ守ルコト、嚴固ナラサル可カラズ、

第九章

弟子ノ職

一人ハ生レナカラニシテ、知ル者ニ非ラス、故ニ師ニ就キ、學ヒテ以テ智識ヲ明ラカニシ、知ラサルヲ知リ、能セサルヲ能クスルニ至ル、故ニ人生、師ノ欠クヘカラサルハ、君父ト一般ナル者ナリ、然ラハ則チ、弟子トシテ師ニ事フルハ、臣子ノ君父ニ事フルガ如ス可キナリ、今其守

ルヘキ道ヲ述ベシ、

一師ノ教訓ハ、順守ス可シ、

師ハ、我レニ人ノ人タル道、即チ子トシテ父
母ニ事フルノ道、臣トシテ君ニ事フルノ道
ヨリ、以テ百事方物ニ接スルノ道ニ至ルマ
テ、我レニ教ヘ示スモノナリ、然ラハ則チ、其
教ヲ守ルコト、謹慎ニシテ、失フヘカラス、其
教ヲ失ハサルハ、則チ我身ヲ愛スルモノト
謂フベシ、師ノ教ヲ輕忽ニシテ、朝ニ聞キテ、
夕ニ忘ル、カ如キハ、唯ニ其師ヲ敬セサル

ノミナラス、即チ其身ヲ愛セサルモノナリ、
人孰レカ其身ノ愛スヘキヲ知ラサランヤ、
既ニ其身ヲ愛スルヲ知ルトキハ、則チ師ノ
教ヲ守ラサル可カラス、

一疑義ハ、必ラス之ヲ質ス可シ、

弟子ノ師ニ從フハ、道ヲ傳ヘラレ、惑ヲ解ク
所以ノ者ナリ、而シテ人タル者、孰レカ惑ヒ
疑フコトナキヲ得ンヤ、既ニ疑惑アルトキ
ハ、之ヲ師ニ問ヒ質シテ、以テ之ヲ曉解スル
ヲ得ヘシ、若シ師ニ就キ、之ヲ質サ、ルトキ

ハ、其疑惑、遂ニ解クコト能ハス、然ラハ則チ、
師ノ教ヘハ、吾カ疑惑ヲ解クノ藥石ニシテ、
一日モ欠ク可カラサルハ、飢渴ノ飲食ニ於
ルヨリモ、尚ホ急ナル者タルヲ認知ス可シ、
既ニ此ノ如ク認め得ルトキハ、焉ンソ師ノ
教ヲ崇トヒ、師ノ教ニ順ハサルヲ得ンヤ、

朋友ノ交

一師ノ一日モ欠ク可カラサルハ、前既ニ述アル
トコロノ如シ、而シテ又、一日モ無カル可カラ
サルハ、朋友ノ交ナリ、朋友ノ交トハ、互ニ志ヲ

論シ道ヲ講シテ、善アルトキハ、互ニ相取リ過
チアルトキハ、互ニ相規シテ、以テ相與ニ我身
ノ裨益ヲ爲スヲ謂フナリ、
一朋友ノ規諫ヲ聽ク可シ

身ニ過失アレハ、則チ義ニ據リ、道ヲ執リテ、
之ヲ諫メ規タスハ、朋友ノ任ナリ、故ニ我レ
ニ過失アリテ、朋友ノ規諫ニ遇フトキハ、必
ラス喜ヒテ之ヲ受ク可シ、決シテ之ヲ拒絶
スヘカラス、朋友ノ規諫ヲ拒クハ、譬ヘハ疾
病ヲ諱ミテ、反テ藥餌ヲ惡ムカ如シ、是ヲ名

言家傳身錄 卷之三
三 東洋堂新編
ツケテ至愚ト謂ス孔子ノ門人子路ハ身ノ
過失ヲ人ニ正タサル、トキハ大ニ喜ヒ大
禹ハ善言ヲ聽クトキハ、則チ再拜シテ之ニ
謝スト云ス古人ノ心ヲ用ユル、以テ知ルハ
シ、後學ノ者、以テ法ト爲ス可シ、

一朋友ニ過失アレハ、之ヲ責メ正タス可シ、
我身ノ過失ヲ、朋友ヨリ規サル、カ如ク我
レモ亦朋友ニ過失アルヲ見ルトキハ、必ラ
ス之ヲ責メ、正スベシ、而シテ之ヲ責メ正タ
スコトハ、決シテ苟且ニスヘカラス、必ラス

心ヲ竭クシ、言ヲ盡シテ至ラサルコトナカ
ルベシ、朋友ノ交ニ、忠信ナキハ、真ノ朋友ト
稱ス可カラズ、若シ朋友ノ過失ヲ責ムル、數
次ニ及フト雖モ、我レニ聽キテ、過ヲ改メサ
ルトキハ、則チ之ヲ謝絶シテ、交ヲ絶シ可キ
ナリ、故ニ仲尼曰ク、朋友ニ屢スレハ、斯ニ疏
シゼラルト、

一朋友ニ、損益ノ二類アルヲ、認知スベシ、
朋友ノ中ニ、我レニ善ヲ責メ、我カ過ヲ規ス
ハ、是我レニ益ヲ與フルノ益友ナリ、此ノ如

キ者トハ、朝夕往復交際スルヲ務ム可シ、我
レニ諂テヒ、我ヲ邪路ニ誘キ、我レノ過ヲ傍
觀シテ、規サ、ルハ、是我レニ損ヲ與フルノ
損友ナリ、此ノ如キ者トハ、必テス交ヲ絶テ、
之ト遠カル可シ、然ト雖、氏、人ノ己ヲ規スヲ
惡ミ、人ノ己レニ順フヲ好ムハ、常人ノ通患
ナリ、故ニ此患ヲ除カント欲セハ、剛毅ノ志
ヲ立ツルヲ要スルナリ、

第十章

総論

一 第一章ヨリ、前章ニ至ルマテ、修身學ノ大略ヲ
述ベタリ、之ヲ要スルニ、前五章ハ、己レノ一身
ニ發シテ、己レノ一身ニ施スノ道ヲ、論シ來リ
タレハ、讀ム者ハ、能ク自カラ省ミ、自カラ警ム
ヘシ、後ノ四章ハ、己レノ身ニ發シテ、他ニ接ス
ルノ道ヲ、説キ出シ來リタレハ、讀者ハ、能ク自
カラ責メテ、人ニ求ムルコトナキトキハ、二者
皆其道ヲ得ルニ庶幾シ、若シ此編ヲ讀ミ、讀了
リテ、徒ニ其章句ヲ記スルニ止ラハ、之ヲ讀ミ
孰スト雖、氏、何ノ益アラシ、讀者能ク猛省セヨ、

一修身ノ書ヲ讀ムハ曆史地誌ヲ讀ムト異ナル
ヲ思考スルヲ要ス何ントナレハ歴史ヲ讀ム
者ハ其載スル所ノ治亂興廢ノ跡ヲ知リ忠臣
孝子ノ行何如ヲ觀亂臣賊子ノ行如何ヲ察ス
ルヲ主トス地誌ヲ讀ム者ハ山河ノ形狀土地
ノ膏腴薄瘠ヲ察シ其地ノ風俗如何ヲ察シ其
地ノ物産如何ヲ察スルヲ主トス然レモ修身
ノ書ヲ讀ムニ至リテハ之ト異ナリ言語ヲ慎
ム可ク行爲ヲ謹ム可ク君ニ事ヘテ忠ナル可
ク父母ニ事ヘテ孝ナルヘキヲ知ルト雖モ徒

ニ之ヲ知ルニ止リテ之ヲ實事ニ舉ケ行フコ
ト能サルトキハ未タ修身ノ書ヲ讀ミタリト
謂フ可カラス歴史ヲ讀ム者治亂ノ跡ヲ明ラ
カニスレハ既ニ歴史ヲ讀ミタリト謂フベク
地誌ヲ讀ム者山河ノ形ヲ詳ラカニスレハ既
ニ地誌ヲ讀ミタリト謂ヘキノ類ニ非ラス故
ニ修身ノ書ヲ讀ム者ハ書中ニ説ク所ヲ實事
ニ舉ケ行フテ而シテ後チ始メテ能ク讀ミタ
リト謂フ讀者ハ此意ヲ體認シテ宜シク失フ
コト勿ル可シ

一 歴史ヲ讀ミテ、治亂興廢ノ跡ヲ知ラスト雖、世間ニ向テ、我ハ人ナリト言フニ害ナシ、地誌ヲ讀ミテ、山河ノ形勢ヲ知ラスト雖、亦世間ニ向テ、我ハ人ナリト言フニ害ナシ、唯修身ノ書ヲ讀ミテ、其説ク所ヲ行フ能ハサルトキハ、未タ以テ公然我ハ人ナリト言ヘカラス、何ソトナレハ、其説ク所ハ、則チ人ノ人タル所以ノ道ナレハナリ、既ニ人ノ人タル所以ノ道ヲ行フコト能ハサルトキハ、焉ソ以テ人ト称スルコトヲ得ンヤ、讀ム者ハ宜シク此ノ如ク體認ス可キ也。

一人ノ天地間ニ生ル、ヤ、天ヨリ純乎トシテ瑕ナキ、善良ノ性ヲ授ケラレタルモノナリ、盖シ天空シク我レニ授クルニ非ラス、此ノ善良ノ性ヲ養ヒ成シテ、壞リ傷ツクルコトナク、以テ人ノ人タル職分ヲ竭サシメント欲スルナリ、尚ホ目ヲ授ケテ、視ルノ職分アリ、耳ヲ授ケテ、聽クノ職分アリ、口ニ言ヒ且ツ食フノ職分アリ、鼻ニ嗅グノ職分アリ、足ハ歩ミ、手ハ握ルノ職分アルカ如シ、目ノ職分ヲ失フ者ヲ、盲ト謂ヒ、耳ノ職分ヲ失フ者ヲ、聾ト謂ヒ、口ノ職分ノ

一ヲ失フ者ヲ、唾ト謂フ、総テ之ヲ名ツケテ、廢人ト謂フ、廢人トハ、人ニシテ人ノ道ヲ爲ス能ハサルノ謂ナリ、夫レ耳目ノ職ヲ失フ、猶ホ且ツ以テ人ニシテ人ニ非ラストス、况ヤ身ノ主宰タル、善良ノ性ヲ懷リ傷シケテ、人ノ人タル職分ヲ竭クス能ハスンハ之ヲ名ツケテ何ントカ言ハンヤ、故ニ天ヲ戴キ、地ヲ履ミ、頭ハ圓ク、足ハ方ニシテ、苟クモ人タルノ形ヲ爲ス者ハ、亦人タルノ性ヲ竭サル可カラズ、是修身學ノ一日モ欠ク可カラサル所以ナリ、

一修身學ト言ヘハ、讀者深ク之ヲ考カヘサルトキハ、高尚ノ事ニシテ、幼童初學ノ企テ及フトコロニ非ラスト爲ル者アラズ、是太タ然ラズ人間万事、決シテ困難ナルコトハ鮮ナクシテ、平易ナルコトハ多キモノナリ、近ク之ヲ言ヘハ、坐スル必ラス正シク、立ツ必ラス直ク、言語必ラス偽詐ヲ交ヘス、行爲必ラス粗暴ナラサル等ノ如キ、決シテ難事ニ非ラス、而シテ人ノ然ル能ハサルモノハ、孟子ノ所謂爲サルナリ、能ハサルニ非サルナリト謂フモノナリ、故ニ

人ノ修身ノ學ヲ以テ、困難ナル事トスルハ、自
カラ勉勵セサルノ過チナリ、苟クモ自カラ奮
フテ、勉勵スルトキハ何ソノ難キコトカ之ア
ランヤ、讀者自カラ反シテ之ヲ思察セヨ、
一聖人賢人ト謂フトキハ、後學ノ者ハ、之ヲ視ル
コト、天上ノ人ノ如ク、決シテ企テ及フヘカラ
ストス、是レ大ナル謬ナリ、聖賢愚不肖ヲ論セ
ス、即チ天地間ノ一動物羸蟲ノ長タル方趾横
目ノ人類ナリ、但聖賢ハ、人ノ道ヲ爲シテ、人タ
ルノ職分ヲ竭クス者ニシテ、愚不肖ハ、未夕職

分ヲ盡シ得サル者ナリ、故ニ一旦奮然トシテ
自カラ勉ミ勉ムルトキハ、何ソ聖賢ノ地位ニ
至ルヲ難シト爲ンヤ、一言ノ道ニ合フトキハ、
則チ一言聖賢ノ地位ニ至ルナリ、一行ノ道ニ
合フトキハ、則チ一行聖賢ノ地位ニ至ルナリ、
一言一行ヨリ、漸ク進ミテ、怠ラサルトキハ、則
チ一言萬行皆道ニ差ハサルニ至ル、是ニ於テ我
レモ亦既ニ聖賢ノ地位ニ至レルナリ、故ニ修
身ノ學ヲ講シテ、人ノ入タル道ヲ盡サント欲
スルトキハ、聖賢モ人ナリ、我レモ亦人ナリ、聖

賢豈我レニ遠カラシヤ、我レ自カラ臻ラサル
故ナリト、断決スヘシ、

一古人ノ論ニ、秦以後ニ、聖人ナシト云フコトアリ、是レ甚タ謬説ナリ、此説ノ一タヒ、出ルヤ、世人ハ、聖人ヲ以テ、秦以前ノ者トシ、秦以後ハ、聖人ナル者ハ、決シテ生レ出テサルノ世ト、妄想ヲ爲シ、聖人ヲ語レハ、堯舜、禹湯、文武、周公、孔子、孟軻、及ヒ、伯夷、伊尹、柳下惠ニ限ルモノトス、然レ、氏、後世ニ至リ、六蜀ニ諸葛亮アリ、唐ニ郭子儀アリ、宋ニ韓琦、范仲淹アリ、四子ノ君ニ事ヘ

テ臣タルノ道ヲ盡クスコト、既ニ聖賢ノ域ニ在ルモノト爲シテ可ナリ、及ヒ程明道、朱晦庵ノ學ト行ヒノ如キハ、固ヨリ既ニ聖賢ノ地位ニ至ルモノト謂フ可シ、故ニ秦以後ニ、聖人ナシト謂フノ論ハ、固ヨリ其非ナルヲ知ルベシ、然ラハ則チ、今日ノ世ニ在リテモ、聖人ノ生レサル氣運ニ非サルコト、決セリ、人々自カラ勉メテ、今世ノ聖人ト爲ルヲ期セサル可ケンヤ、既ニ人ノ人タル道ヲ竭シテ、聖賢ノ地位ニ至ラント欲セハ、一日モ修身ノ學ヲ講セサル可

カラス、

一修身ノ學ヲ講スル、智識ヲ明ラカニスル又最
モ緊要トス、智識明ラカナラサルトキハ、是非
邪正ヲ謬ルユトアリテ、自カラ是トシテ却テ
非ニ流レ、自カラ正トシテ却テ邪ニ陷ル者、往
々之アリ、今此書ニ説ク所ノ如キハ、固ヨリ修
身學ノ端緒ヲ言フモノニシテ、決シテ此一二
冊ノ能ク悉クス所ニ非ラス、故ニ博ク聖賢ノ
書ヲ讀ミ、其説ク所ヲ考究シテ、以テ我カ智識
ヲ明ラカニシ、以テ事々物々ノ是非邪正ヲ謬

ラサルトキハ、則チ修身ノ學、庶幾クハ其道ヲ
得ル、

一教ニ三種アリ、孔孟ノ教、佛氏ノ教、耶蘇氏ノ教、
是ナリ、其人ヲ教ユルノ大意ハ、固ヨリ人ニ善
ニ勸ミ、惡ヲ懲ラサシムルニ外ナラスト、雖モ
孔孟ノ教ハ、万世不易ノ教ニシテ、佛氏耶蘇氏
ノ教ハ、一時ノ方便ヲ以テ、愚民ヲ善ニ誘クノ
教ナリ、故ニ二氏ノ教ハ、之ヲ鴻蒙ノ世、頑愚ノ
民ニ施ス可クシニ、之ヲ文明ノ世、智識ノ民ニ
施ス可カラズ、後世ノ君子、或ハ之ヲ知ラス、

二氏一時ノ方便ヲ以テ之ヲ万世不易ノ教ト
爲サント欲ス、何ソ思ハサルノ甚シキ、若シ釈
伽耶蘇ノ靈ヲシテ、知ラシメハ、必ラス曰ハン、
我レノ教ヲ立ルノ意ニ非ラスト、蓋シ二氏ノ
如キハ、一時ノ愚民ヲ罪惡ノ中ヨリ、救ヒ出サ
ントシテ、自ツカラ千歳ノ後、其弊ノ此ニ至ル
ヲ圖ラサルナリ、故ニ千歳ノ後ニ生レ、頗ル道
理ヲ知ル者ニシテ、尚ホ其教ヲ尊奉スルハ、決
シテ二氏ノ本旨ニ非ラス、既ニ二氏ノ本旨ニ
背クトキハ、則チ、今ノ二氏ノ教ヲ尊奉スル者ハ、

却テ二氏ヲ尊奉セサル者ト謂フテ可ナリ、故
ニ我黨ノ士ハ、断然堯舜禹湯文武周公ノ行フ
所、孔子孟軻ノ説クトコロ、萬世不易ノ教ヲ守
ル可シ、決シテ二氏ノ教ニ惑フ勿レ、若シ二氏
ノ教ノ中ニ陷溺スル者ハ、我黨ノ士ニ非ラス、

訓蒙修身學卷下終

訓蒙修身學卷下終

明治十三年十月二日版權免許
同 年十一月一日出版

定價二拾五錢

著者

福岡縣士族

笠間益三

神奈川縣橫濱區
宮崎町拾四番地

東崖堂

出版人
兼
發兌

富田彦次郎

東京府下京橋區
桶町壹番地